



## ○公 告

平成14年度の技術専門校短期課程の訓練生を次のとおり募集する。

平成14年4月8日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 募集人員

名称及び所在地	訓練コース	訓練期間	入校時期	定員
長野県長野技術専門校 長野市篠ノ井布施五明755-2 (〒388-8011) 電話 026 (292) 2341	I T初級コース (45歳以上対象)	1 か月	5月 9月	20 20
	I T中級コース (45歳以上対象)	2 か月	6月 10月	20 20
長野県松本技術専門校 松本市寿北7-16-1 (〒399-0011) 電話 0263 (58) 3158	I T初級コース (45歳以上対象)	1 か月	6月 9月	20 20
	I T中級コース (45歳以上対象)	2 か月	7月 10月	20 20
長野県岡谷技術専門校 岡谷市神明町2-1-36 (〒394-0004) 電話 0266 (22) 2165	I T初級コース	1 か月	5月 10月	20 20
	I T中級コース	2 か月	6月 11月	20 20
長野県飯田技術専門校 飯田市松尾明7508-3 (〒395-0823) 電話 0265 (22) 1067	I T初級コース	1 か月	5月 9月	20 20
	C A D初級コース	2 か月	6月 10月	20 20
長野県伊那技術専門校 上伊那郡南箕輪村8304-190 (〒399-4511) 電話 0265 (72) 2464	I T初級コース	1 か月	5月 10月	20 20
	C A D初級コース	2 か月	6月 11月	20 20

長野県佐久技術専門校 佐久市大字高柳346-4 (〒385-0042) 電話 0267 (62) 0549	I T初級コース	1か月	5月 8月 12月	20 20 20
	C A D初級コース	2か月	6月 9月 1月	20 20 20
長野県上松技術専門校 木曾郡上松町大字小川3540 (〒399-5607) 電話 0264 (52) 3330	I T初級コース	1か月	4月 9月	20 20
	I T中級コース	2か月	5月 10月	20 20

## 2 出願資格

職業に必要な I T 関連の基礎的な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者で、公共職業安定所へ求職の申込みをした者

## 3 入校者の選考

- (1) 期 日 技術専門校長が別に定める日
- (2) 場 所 入校しようとする技術専門校
- (3) 方 法 人物考査

## 4 出願手続

- (1) 提出書類 入校願
- (2) 提出先 公共職業安定所
- (3) 受付期間 (郵送による場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

技術専門校長が別に定める期間

## 5 入校者の発表 入校選考終了後速やかに本人に通知する。

## 6 第2次募集 入校予定者が定員に満たなかった場合は、第2次募集を行うことがある。

## 7 その他

入校願等の用紙の請求及び出願についての問い合わせは、技術専門校に行うこと (郵送による場合は、120円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封すること)。

職業能力開発課

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年4月8日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成14年3月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢空間松代のまちと心を育てる会

## 3 代表者の氏名

山 本 和 男

## 4 主たる事務所の所在地

長野市松代町松代705番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民および訪れる人のため、長野市の策定した、松代中心市街地活性化基本計画「信州松代まるごと博物館」構想の実現のため、松代のまちづくりに関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

平成14年4月1日、南安曇郡第二拾ヶ堰土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年4月8日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

## ○公 告

上田市による金剛寺地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県上小地方事務所長 熊 井 攻

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月9日から5月9日まで
- 3 縦覧の場所  
上田市役所

土地改良課

## ○公 告

上田市による欠口用水地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県上小地方事務所長 熊 井 攻

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月9日から5月9日まで
- 3 縦覧の場所  
上田市役所

土地改良課

○公 告

高遠町による勝間地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月9日から5月9日まで
- 3 縦覧の場所  
高遠町役場

土地改良課

○公 告

高遠町による鍛冶村地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月9日から5月9日まで
- 3 縦覧の場所  
高遠町役場

土地改良課

## ○公 告

辰野町による中井鳥居沢地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月9日から5月9日まで
- 3 縦覧の場所  
辰野町役場

土地改良課

## ○公 告

下伊那郡豊丘村、喬木村による竜東井地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県下伊那地方事務所長 村山武夫

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月9日から5月9日まで
- 3 縦覧の場所  
下伊那郡豊丘村役場  
下伊那郡喬木村役場

土地改良課

## ○公 告

下伊那郡阿南町による花沢井地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県下伊那地方事務所長 村山 武夫

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月9日から5月9日まで
- 3 縦覧の場所  
下伊那郡阿南町役場

土地改良課

## ○公 告

南安曇郡三郷村による中萱地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県松本地方事務所長 本道 亜紀子

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月9日から5月9日まで

3 縦覧の場所

南安曇郡三郷村役場

土地改良課

○公 告

松本市による岡田本郷地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年4月9日から5月9日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

土地改良課

○公 告

南安曇郡豊科町による田沢地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し



## 2 縦覧の期間

平成14年4月9日から5月9日まで

## 3 縦覧の場所

南安曇郡豊科町役場

土地改良課

## ○公 告

松本市寿土地改良区の新規土地改良事業（寿小赤地区）施行認可申請は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県松本地方事務所長 本道 亜紀子

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年4月9日から5月9日まで

## 3 縦覧の場所

松本市役所

土地改良課

## ○公 告

長野市による田野口地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月8日

長野県長野地方事務所長 会津 佳伸

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月9日から5月9日まで
- 3 縦覧の場所  
長野市役所

土地改良課

○公 告

河東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月8日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

理 事

新 任

氏 名	住 所
-----	-----

堀内 達雄	須坂市大字福島68番地
-------	-------------

退 任

氏 名	住 所
-----	-----

堀 恒 男	須坂市大字福島69番地
-------	-------------

監 事

新 任

氏 名	住 所
-----	-----

田村 丈夫	長野市若穂綿内7202番地
-------	---------------

青木 一晃	須坂市大字九反田135番地の3
-------	-----------------

黒岩 俊久	須坂市大字村山309番地
-------	--------------

田中 久雄	須坂市大字小河原2346番地1
-------	-----------------

退 任

氏 名	住 所
-----	-----

松本 定男	須坂市大字中島152番地
-------	--------------

佐々木 孝 始

須坂市大字八重森280番地

依 田 信 吉

須坂市大字小河原2458番地の1

土地改良課

○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、  
指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成14年4月8日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社丸二商会	長野市篠ノ井小森字西原780番地1	平成14年3月29日
山下工務店	埴科郡坂城町大字上五明1020番地2	平成14年3月29日
有限会社杉浦建材工業	更埴市大字小島2825番地	平成14年3月29日

水 道 課